

(1) 山形県空手道連盟事業本部規程

第1条 山形県空手道連盟は、山形県空手道連盟規約第30条第1項の規定による事業本部に次の委員会等を設置する。

- (1) 山形県空手道連盟普及指導委員会
- (2) 山形県空手道連盟審判委員会
- (3) 山形県空手道連盟資格審査委員会
- (4) 山形県空手道連盟大会運営委員会
- (5) 山形県空手道連盟強化委員会
- (6) 山形県高等学校体育連盟空手道専門部

第2条 各委員会等の所掌事務、役員等の設置等については、各委員会等の定めるところによる。

第3条 事業本部長は、理事長をもってあて、事業を統括する。

第4条 事業本部長は必要に応じて本部会議を招集し、各委員会等の連絡調整を図ることができる。

第5条 本規程の改廃は、理事総会の議決を経て行う。

付 則

- 1 この規程は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 山形県空手道連盟事業本部規程（平成7年2月5日制定）は、廃止する。